

# 大阪の部落史通信 10

発行 大阪の部落史委員会  
〒556 大阪市浪速区久保吉1-6-12 TEL 06-568-3072 FAX 06-568-0714

## 記事

- 史料紹介～大阪市史編纂所蔵「木津村文書」  
について.....(1)
- 書評～『大阪同和教育史料集』全五巻.....(2)
- ～『向野食肉産業百年史』.....(3)
- ～『韓人日本移民社会経済史』(戦前編)  
.....(5)
- 史料紹介～津守食肉市場労働組合の結成  
と年金闘争.....(6)
- 図書紹介～『被差別部落の民俗伝承』.....(8)

## 史料紹介

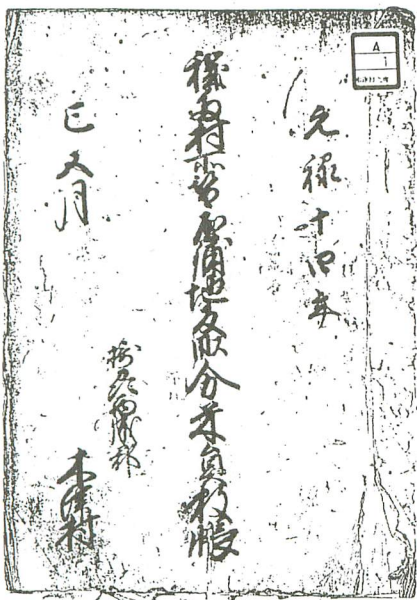
# 大阪市史編纂所蔵「木津村文書」について

堀田 暁生 (大阪市史編纂所所長)

大阪市史編纂所では数年前に「木津村文書」と伝えられる文書群を、某古書店から二回にわたって入手した。文書中に、木津村内にあった渡辺村の文書が含まれていたため、古書店では慎重に売先を吟味したものであろう。編纂所では、『新修大阪市史』本文編の作業中でもあり、入手したものの整理までは手がまわらず、そのままになっていた。また、入手当時はすでに近世の部分は終わっていたので、本文編に反映させることもできなかった。

この機会に整理と目録をとることとした。入手時期が異なっていたので、便宜上AとBにわけて整理を行い、撮影に間に合わせることができた。Aは二一件、Bは八九件であるが、袋入のものもあるので実数は若干上回る。両者合せても一一〇件余である。木津村文書については、立命館大学と大阪人権博物館にも収蔵され、量的には立命館大学のもと同じである。古書店からの入手であるため、A・Bがどのような経緯を経たか、あるいは立命館大学のものや

本文編の作業がようやく最終段階になったころ、大阪の部落史委員会から、編纂所に史料調査への協力依頼があり、その過程のなかで木津村文書が注目された。委員会からはマイクロ化したことの要望が伝えられたが、その時点では整理が未着手であった。そこで



大阪人権博物館のものとの関係についても未詳である。これらは大阪の部落史委員会の今後の研究に待つこととしたい。

木津村文書A・Bの特徴的なことについて気の付いたことを若干紹介しておきたい。

立命館大学町触研究会の「史料目録 摂津国西成郡木津村文書」(『立命館史学』一七号、一九九六年)では、立命館大学および大阪人権博物館所蔵のものには、村況や戸口関係の文書が皆無に近いことが指摘され、大阪人権博物館に村明細帳が三点、家数人数覚が一点あるだけとしている。木津村文書Bには明細帳として、寛保三・延享元・延享三年の三点があり、寛保三年のものには「当村領内穢多増屋敷高」の記述がある。他の二点には渡辺村関係のものは記述されていない。また、木津村文書Aには宝暦四年の「寺・道場・穢多持高并西取米納訳書上帳」があるほか、元禄十四年五月「穢多村所替屋鋪地



反畝分米員数帳」があるほか、年不詳の「七反嶋移多屋敷名寄」「出城移多屋敷名寄」「木津村穢多新屋敷代地割」「木津村穢多古屋敷代地割」があ

り、これらは渡辺村が木津村の西側に移ったころの状況がある程度うかがわれるものとして注目される。

書評

『大阪同和教育史料集』全五巻

——一九二二〜四五五年を中心に

伊藤 悦子(京都教育大学)

大阪の部落史委員会の近代部会では、執筆予定者が順次研究発表をしていこうとのことで私が一番バツターを引き受けることになった。私の担当は、水平社創立後から敗戦まで、すなわち、一九二二年から四五五年までの教育に関する部分である。その領域においては、一九八二年から刊行が開始された『大阪同和教育史料集』全五巻がもつともまとまった文献であるとのことで、まず、この資料集の精読作業をすることとなった。以下、その作業を通して感じたことや、同和教育史研究に必要と思われる課題について記したい。

大阪を中心とした関連史料を収集・整理したものである。全五巻のうち、四巻までが地域別・地区別の史料編集になっており、五巻のみが貧民学校として独自の経過がある有隣・徳風・豊崎学校関係資料と融和事業・融和教育関係資料、同和教育関係資料、解放運動関係資料(戦後)および前四巻の補遺となっている。このうち、私の担当する年代を中心に、いくつか感じたことを記しておきたい。

地域別・地区別編集となっている一巻から四巻までは、そのかなりの部分を同和地区を校区に含む小学校・中学校の沿革史で占めている。沿革史はすべて抄録ではあるが、丹念に収集されており、同和教育の基本資料としての意味は大きい。各部落においてどのように学校が設立されていったかについては一応すべての地区について明らかにする。また、生徒数、入学者数、卒業者数、就学率などの統計が長年にわたって記録されている学校もあり、統計的な点で貴重である。

しかし、沿革史は叙述に精粗がある。創立や校舎改築などの外的事項ばかりが羅列されたものもあり、大阪のすべての地区の子どものたちの状況がわかるわけではない。そして、なによりも致命的な問題であるが、そもそも学校沿革史は、教育史研究の基礎的資料であるものの、史料批判をしないと使えない史料であるという点である。学校沿革史の多くは学制施行五〇年(すなわち一九二二年頃)を記念して作られたりしたものも多く、いわば二次史料としての性格が強い。その際、原史料に忠実に叙述されていれば問題はないが、火事や水害でそれを紛失したなかで叙述されているものもあるはずである。そうした史料としての致命的な欠点はでき得るかぎり、他の史料との照合で克服する必要がある。そういった点で、本史料集の根幹をなす学校沿革史の批判的検討が各編集者においてどこまでなされたかが問題となるであろう。

さらに、この問題はもうひとつの編集上の問題とも関係してくる。本史料集の学校沿革史を読むことによつて、それぞれの学校の成立や変遷はわかる。たとえば第二巻箕面市の萱野小学校沿革誌を読めば、明治七年に第二番芝小学校が設立されたなどと、それぞれの学校の校名変更や学級編成などを知ることができる。しかし、そうした各学校を統括していた大阪府・大阪市や郡などの教育政策や融和教育政策との関連がわからないため、学校沿革史をいくら丹念に熟読しても歴史的イメージが湧いてこないという問題がある。個別の歴史が並列に並んでいるだけで、いわばタテ糸はあるがヨコ糸がないという状態である。この点は、各地域の編集担当者が解説の部分で補ってくれているが、解説不足の箇所もある。また、たとえ担当地域に関して詳細に説明している場合があつても、それは地域別の同和教育史を描くことで終わらざるをえない。

学校沿革史を地域別に編集した史料集の意義と課題を指摘したうえで、以下、水平社成立後の教育史料集として検討したい。この時期は

\* \* \*



融和教育が実施された時期であり、融和事業・教育に関しては第五巻にまとめられている。基本史料としては『融和時報』の大阪関係記事が掲載されているが、『融和時報』は復刻版もあり、史料として基本的ではあるものの希少性は薄い。それに対して泉佐野市役所文書の『公道会掖済会文書綴』は融和関係史料としては貴重な史料であろう。そうした一次史料として魅力的なのが、有隣等の学校関係史料であり、当時の子どもたちの状況や大阪市会の議論などがわかり、第五巻は貴重な史料集となっているといえよう。

水平社創立以降および以前の教育実践に関しては箕面小学校や富田小学校などを除いてはあまりわかっていない。これは史的な制約であり既刊の聞き取り集などによって補充する必要がある。また、この史料集では水平社による教育運動についてはあまり掲載されていない。さらには、この史料集が学校教育中心だったためあって社会教育に関する史料、たとえば青年団の動きについても断片的な掲載になっている。こうした学校外教育の動きについても今は史料収集の必要があろう。

最後に、今後『大阪の部落史』史

料編が編集される際に検索すべき史料をあげておきたいと思う。最も重要なのは大阪府・大阪市の公文書であるが、教育に限定していえば各教育会雑誌も重要史料といえる。それらを検索したうえで、教育雑誌の『教育時論』にも部落に関連する記事が散見することから今後、史料検索を試みてはどうだろうか。そうした新たな史料の発見に努めるとも

## 書評

### 向野地域産業と歴史研究会 『向野食肉産業百年史』

八木 正 (大阪立大学)

日本では、食肉産業についての研究は、皮革産業とくらべてもきわめてとぼしい。しかもわずかに刊行されている研究書といえども、それぞれ貴重な労作ではあるものの、その研究内容は食肉の流通面の分析に幾分偏っている傾向が認められる。裏を返していえば、食肉産業の生産面についてのリアルな研究は、屠畜に關するタブーにはばまれてか、大きく欠落してしまっていたのが、いつわらぬ状況であった。

しかしようやく近年に至って、日本の歴史における食肉文化の再評価

に、同和教育史料集で収集された史料と組み合わせることによって、大阪の個別の部落の学校史ではなく、大阪の同和教育史が明らかにされるのではないかと思われる。教育史関係史料としての足腰は、さまざまな問題はあっても同和教育史料集によって作られていると思われる。問題は、この既存史料をどのように位置付けて行くかである。

とともに、食肉の生産現場に即しつつ、そこに内在する差別問題を直視する気運が現われはじめてきた。この重要な問題領域について先駆的な啓発の役割をはたしたのは、屠畜場で差別に耐えながら働いている当の現場労働者たちであった。このことは、心に深く銘記しておきたい事柄である。その代表的な記録が、『横浜の屠畜場の変遷―食肉処理業務に対する差別と偏見―』(横浜市中央卸売市場食肉市場(一九八五年)にほかならない。

ただ、被差別部落に密着した形で

食肉処理の仕事の歴史を探究する試みは、関西の方の特徴であったと言えるだろう。松原第三中学校の教育研究実践報告(八五年)、松原高校の親からの聞き取り学習(八七年)から始まって、向野地域産業と歴史研究会『向野のれきしとせいかつ』(八九年)を経て、それらはやがて松原市同和事業促進協議会『更池における食肉産業の歴史』(九〇年)や本書(同年)などとなって結実した。

やや遠回りなようであるが、書評に入る前に食肉産業の研究史のあらましにふれたのは、本書の刊行の意義を位置づけたからである。さらに、同じく部落に密着して食肉産業をとらえているとはいえず、松原が差別意識を克服する解放教育に力点を置いているのに対し、羽曳野の方はその産業基盤に対応して、開拓者と継承者たちによる民間経営の実績を丹念に追究している点に、特色が見出されよう。

だが本書は、通常の産業史にありがちな功労者の個人的な顕彰だけに終わってはいない。それに類する記述の箇所でも、その人なりグループなりが時代の動向を先取りしてどのような点で地域の食肉産業の発展に寄与したかを具体的に検証する観点



を貫いて、評価している。つまり、近代における地域を取り巻く社会経済情勢との関わりにおいて経営者の活躍を考察する研究姿勢を保持し続けた点にこそ、本書の価値が認められるであろう。また、こういう姿勢が貫かれた基礎には、豊かな食肉産業を子孫に残してくれた地域の祖先たちに対する熱い感謝の念があることにぜひとも注目したい。

「私たちの祖先が 向野の地に住みついて約四百年 いつしか食肉産業を柱として 一生懸命はたらき続けてきました なじみの薄かった高蛋白食品を 足を棒にしながら普及させた 先輩たちの情熱は いまや羽曳野地場産業の枠を越え 全国民の食生活に貢献する 量と質に結実しています そんな百年を越える軌跡は 私たちの心に誇りと自信を育み 新たな出発の糧となるのです」。

本書と初めて出会った時、この巻頭言が評者の心を打った感動は忘れることができない。この精神こそが、本書の編集基調であることを改めて確認しておくべきであろう。

さて、きわめて豊富な内容をもつ本書の要約を限られたスペースで行

うのは、かなり難しい。そこで、かなり恣意的になるが、評者が教訓を得た諸点に絞って、内容上の特徴なり問題を検討してみることしよう。

まず、関心がもたれるのは当地における食肉産業の発祥であるが、江戸時代末期からの記録でわかるのは、向野が竹内街道に沿った牛馬集散の要地であり、病牛馬の治療に当たる獣医や斃牛馬処理権が存在していたこと、さらに時期は不祥ながら、歴史的に蓄積された解体技術を生かして、屠畜業への転換が図られていた根拠が認められることである。注目されるのは、一八九〇年代（明治中期）にはすでに向野では食肉産業が農業を越えていたことで、言いかえれば、村人たちが努力を傾けて狭小な農地の生活条件を克服し、食肉産業を地域産業として根づくまでに発展させてきたという事実である。

そして今ひとつ注目すべきは、このような食肉産業の発展を可能にした原動力が、村人たちによる営々とした食肉行商の努力にあったというところである。本書には「五貫目の荷物を振り分けて五里の道を往復」した苦勞などが克明に記されていて（五七〇五九頁）、有益である。一般に、産業の存立を支える両輪として生産

と流通とがあるが、中でも顧客の需要を開発する地道な流通サービスこそが産業発展の主動因となっていることを、向野の食肉地域産業史は教えているのではなからうか。

それにやや意外な事実を学んだのは、大阪府下における向野の屠馬数の割合が、明治中期以来昭和に至るまでほぼ常にトップの高率を保ち続けてきたことである。行商によって開拓した顧客層の食生活のニーズなどとの関連において、今後一層究明すべき課題があると思われる。感動的なのは、夏季の食肉販売を可能にするために、今でも向野特産品となっている「さいぼし」なる馬肉保存肉を商品化したことで、生活の知恵が食肉販売の底辺を拡大した実例を知ることができ、屠牛と合わせたこうした努力が積み重ねられた結果、明治後期にはすでに大阪府下の食肉産業の筆頭格となる発展ぶりを示したのであった。

ところが、これがかえって裏目に出て、一九〇八（明治四一）年には豊かな収入源として屠場が村当局に買収される事態となった。本書では、民営から村営となった屠畜業が、大正期を経て昭和の敗戦に至るまで、結局衰退を招いてしまったことが詳

しく立証されている。そしてここからの記述に、本書の一貫した民間経営重視の分析観点が如実に表現されてくる。

四九（昭二四）年、占領軍から厳しい改善命令を突きつけられた本屠場は、これをバネにして「殖生食肉卸商業組合」を結成、近代的な屠場の経営に向けて実質的に関与し、労働争議を乗り越えて、食肉産業の安定化に力を尽くした。

五五（昭三〇）年、「南大阪食肉卸商業協同組合」と改称、組合主導のもと大阪府下で屠馬第一位、屠牛第三位の実績を達成した。そして折々の高度経済成長の波に乗り、屠牛実績は全国第三位に伸びたが、一方で官主導による屠場統合計画の危機にも遭遇した。しかし向野の民間経営活力の真価は、ここで発揮される。統合推進のための海外視察の中で、その豊かな経営感覚から逆に日本の食肉経営基盤の弱点を見抜き、統合計画を跳ね返して、地域産業としての食肉産業の一層の育成の道を選択したのであった。

その後の流通と生産の両面にわたる、時代に先んじた経営近代化の努力や「羽曳野市食肉地方市場」の開設（七六年）についてはもはや詳述



する余裕がない。しかし何はともあれ、現在全国第二位の屠牛場に成長した原動力が、「企業の経営感覚が組合運営に生きる仕組み」(一七一頁)にあることは、疑いを容れないであろう。

ただその反面、重要な屠畜の仕事に携わっている労働者たちの肉声が伝わってこないことも、否定しようがない。上記のように、かなり意識

的に経営サイドに立って食肉地域産

業の発展過程を綿密に分析した本書

であるが、次に望まれるのが、部落解放の視点に立った食肉産業の労働史であることは、改めて言うまでもない。その際、単なる表面的な部落

解放運動史ではなく、現場の仕事師たちに即したリアルな記述をこそ、真摯な研究姿勢を持っているこの研究会にはぜひとも期待したい。

書評

河明生『韓人日本移民社会経済史』(戦前編)

横山篤夫(大阪府立岸和田高校)

大阪の朝鮮人強制連行の歴史をまとめる時、それに先行する時期の朝鮮人の渡日を何と呼ぶかで議論になった。本書の表題を見て、最初にそのことを想起した。日本帝国主義の植民地支配の結果としての渡日であり、一般的移民ではないことを明らかにすると共に、一九三九年から開始された国民徴用令による強制連行と識別した的確な表記が論点であった。流民、移入者、移民、移動、出稼ぎ、渡航、渡日等いろいろ検討したが、結局「強制連行前史」と時間で区切って記述した。

本書はその時期の渡日を、民族運動や労働運動史の面を捨象して、純粋に社会経済史に位置づけようとしたものである。多数の渡日朝鮮人がなぜ短期間に京阪神、特に大阪市での工業就労が可能になったのかを移民という概念で分析していることと

と表記する。

ところで著者は、研究史を検討した上で、本書の課題を戦前の日本資本主義の再生産構造の重要な一環をなした植民地朝鮮の、特にその中でも移民労働者としての在日朝鮮人労働者の日本労働市場における意味

を、実証的に明らかにすることに設定した。その際、いかなる労働に従事したのか、日本労働市場にいかなる影響を及ぼしたかにとどまらず、

「移民労働者の当該市場における行動的特性や適応性の問題」の解明が見過ごされてきたとして、その就労実態の分析を通じて課題に迫ろうとした。

これまで「相対的過剰人口の一角を形成した朝鮮人労働者は、全般的危機のもとでの日本の低賃金構造の確立にとつて、死錘として重要な役割を果し、直接・間接に資本蓄積の槓杆となった」(松村高夫「日本帝国主義下における植民地労働者」慶應義塾大学経済学会『経済学年報』10所収)という本質規定で納得して、実態の検討が不十分であったことを気づかされる指摘である。

過程、三章・大阪工業における韓人移民労働者、四章・韓人移民労働者の低賃金労働力需要適応過程、の四章構成である。一章は概要の整理で、二章からが実証による展開となっている。

二章では、低賃金を武器とした「韓人移民労働者の急増」が、日本人労働者を失業の脅威にさらし、その結果日本人労働者が低賃金や長時間労働を甘受せざるを得なくなったという定説に対して、それは下層労働市場についていえるが日本労働市場全般ではないという重要な指摘をしている。そしてこの下層労働市場での被差別部落民との競合の実態を、大阪の西浜栄・三開両地区の資料をとりあげて分析している。また朝鮮人労働者の京都の被差別部落への流入と定着を、洛北友禅工業の作業過程まで立ち入って明らかにする。ここでの論証が、本書の説得力を支えている。

三章では大阪工業の「二重構造」をさらに解析し、大企業↓中小企業↓小零細企業という「従属的下請の『三重構造』」ととらえ、「下請制度の強化にともない新たな労働力需要が創出された」ところに朝鮮人が労働者として受容されたとしている。

\* \* \*

本書は一章・韓人日本移民、二章・韓人移民労働者の下層労働市場進出



そして大阪での就労実績の多い家内工業における仕事内容の分析を通じて、低賃金の幼年工の代替労働力として朝鮮人労働者が位置づけられたことを明らかにした。

そこで四章では、その低賃金労働力需要に「韓人移民労働者」がどう適応したのかを、「生活費支出抑制」特に「密集群居」による住居費支出抑制の実態分析から解明する。そして「韓人移民労働者の生活費が低いというよりは、むしろ移民労働者である彼らが、生活費支出を抑制したと理解すべきである。すなわち、韓人移民労働者の一部は、住居費、衣食費、その他の生活費支出を抑制することにより、余剰金を発生させたのである。それは郷里への送金や貯蓄などを最大の目的とする移民労働者の行動的特性であった」とし、だからこそ日本下層労働市場における低賃金労働力需要に継続的に適応することができ、それは「密集群居」によって可能であったと分析する。ここで不良住宅地区をとりあげることで、再び部落史とのかかわりが提示されている。

緻密な実証から従来の一般論を再検討する視点が提起され、刺戟的で学ぶところの多い一書であった。同

時に感じた疑問を若干あげておく。  
(1) 統計類は限られたものしかないという制約はあるが、一九三〇年頃のものを中心に使用されている。しかし恐慌を挟んでその後ではかなり異なる状況にあったと思う。時期区分をして論じるべきではないか。  
(2) 「韓人移民労働者は、先住部落民の生業を模倣した」(九二頁)とあるが、住居を隣接してもそうでな

った例もあり個別の検討が必要ではないか。  
(3) 中小零細業者は社会運動の発展で労働争議が起きることを恐れた。そこで「部落民よりも抑圧された植民地民族である韓人をその代替労働力として採用した」ため「水平社運動を典型とする部落民の組織的社会運動の昂揚にともない、韓人移民労働者の雇用機会は拡大した」(九八

頁)と記述している。この一般化した指摘については検証が必要で、捨象した運動史との総合も求められてくるのではないか。  
在日朝鮮人社会の形成史を社会経済面から解明しようとした本書は、大阪の部落史との接点をいくつも提示している。部落史の側からの解明が併せて進められ、議論が深められることが必要であろう。

史料紹介

津守食肉市場労働組合の結成と年金闘争

久保 在久 (大阪の部落史委員会事務局)

組合の結成

大阪市宮津守と場(西成区)に「大阪市津守食肉市場労働組合」が結成されたのは、一九六七(昭和四二年)一月二八日のことである。研究所の「共闘関係」のファイルの中に、結成当時の運動方針書と、七三年頃に展開されたと見られる年金闘争の資料が見つかったので紹介する。なお、津守と場は八四年南港に移転し、跡地は市の資材置き場、放置自転車の保管場所などとなっている。

六七年は「奴隷の仕事から公務員の仕事を」という部落解放同盟大阪府連の要求により、と畜作業員は市雇用で切り替わった」(八木正「日本の食肉産業における雇用形態と労働の実情」、大阪市大同和問題研究会『同和問題研究』17号、二二頁)年であった。「九月五日の経済局、九月七日の財政総務局交渉の中で」(中略)「一〇月一日付で市の従業員に採用する」との回答が得られ(「解放新聞」大阪版67・11・15)、その直後に組合が結成された。設立は、「と殺頭

数が減り、収入が不安定になって、身分の安定を求める声が高まる中、部落解放同盟矢田支部の泉海節一氏(故人)の尽力が大きく、浪速支部も力をいれた結果「大阪市従業員労働組合」以下「市従」の元副委員長長野口一郎氏談)だといわれる。  
結成当時の運動方針書(案)には、「とき 昭和四二年一月一日、ところ 大阪市立浪速市民館」と記されているので、設立予定が一月一五日であったところ、諸般の事情で二八日にずれ込んだことがうかが



われる。第一条に名称と事務所所在地(津守食肉市場内)、第二条に組合員の範囲を津守食肉市場従業員と限定し、結成目的を「組合員の共通の問題について強力な活動を展開し、組合員の経済的、社会的、政治的な地位の向上を図る」としている。

と場施設は大阪市の財産であるところから、これまでも維持管理に携わる市職員が勤務し、市従に加盟している。同労組結成後、市従は合同を呼びかけて行くが、現時点までに実現せず別組織となっている。この理由は、第一に、市従と合同すれば定年制(大阪市労連として労使協定が結ばれている)が適用され、実質的に高齢者の解雇につながる。第二に、市従の組合費は上部団体や共闘関係の掛け金などもあり負担が大きい。第三に、勤務時間や賃金の面で他の現業職場と違っていて合同については組合員の賛同が得られない(野口氏談)、ということ、現在、同労組は自治労や連合などにも加盟していないようである。

**労働現場の実情**

一九七三(昭和四八)年頃の津守と場の労働現場の実情を、同組合作成の資料によって見ると、次のような実態が浮かび上がる。労働者総数

は分からないが、一九一八年から五七年まで、すまわち大正七年から新共済組合法が成立した時点までの間に就労した者が二七・三%、それ以降六六年頃、市雇用になるまでに就労した者が二九・五%、市雇用以後四三・二%と、市雇用となってからの採用者が増加したことを示している。就労年齢は一九六七年以前の者が平均二四・六歳(最若年一一歳)であるのに対し、市雇用(統計としては五八年)以後は二七・一%が三五歳以上で就労しており、高齢化に拍車をかける結果となった。五八年以前に就労した労働者のうち六六・七%は五五歳を超え、最高年齢者は七三歳という実態であった。

保障、仕事の安定といった理由に変わっている点は注目される。しかし、早朝から狭あいな職場で働くため、慢性的に擦傷、腰痛、冷え込み、腱傷、胃・関節炎、神経痛、痔・肝臓・腎臓など労働災害や慢性疾患、爪・皮膚病などに悩まされていた。仕事上の不満を問うアンケートに対して、設備が悪い八一・八%、冷え込む六一・四%、疲れが後日に残る四五・五%、体がえらい四三・二%、朝が早い四五・五%、という回答が示されている点にも、その実態が反映している。

**年金闘争の展開**

周知のように一九五八(昭和三三)年から、現業官庁の公務員にも国家公務員共済組合法が適用されることとなり、それまで厚生年金保険の適用下にあった大阪市の現業部門労働者は、厚生年金期間も通算する新共済組合員となった。津守と場労働者も当然、市雇用となった時点で共済組合に加入したのであるが、前記のように三分の二が五五歳を超えているため、市雇用となった六七年を年金受給権発生の起点とすれば、最も早い人でも八六年にならなければ年金の受給資格が得られず、定年になっても年金を受けられない者が多数発生するという問題が生じてきた。

このため津守労組は、「三〇〜四〇歳で仕事をかわってくるのは、部落差別によって就職の機会均等を奪われ不安定な仕事をさせられてきた」のが原因であり、「大正七年から市のハッピを着て働いてきたのに、「四〇年も五〇年も働かせてきて、まだ勤続年数が足りない」というのは不当であるとした。そして年金算定の起点を新法施行の五八年にさかのぼることを基本に、次のような年金獲得の要求を掲げた(カッコ内は法定数値)。

- ①在職二五年以上(二〇年)で年金支給。
- ②一〇〇分の五〇(四〇)を基礎額とし、一年につき一〇〇分の二(一・五)を加算すること。
- ③六〇万円に満たない時は六〇万を保障、四〇年で一〇〇% (金額保証はなく、率は四〇年で七〇%)。
- ④一年未満の端数についても四分割で計算(切り捨て)する。

闘争は、大阪市との交渉の結果、退職時点で勤続一年以上、勤続二〇年未満で共済組合の普通退職年金を支給されない者については勤続一五年で一〇〇分の五〇、一六年五一、一七年五二、一八年五三、一九年五四を支給。方法等については追って組合と協議することで結着した。



図書紹介 「被差別部落の民俗伝承 大阪」

## 婚姻儀礼とトックリコロガシ

松原右樹まればき (大阪府立伯太高校)

大阪の被差別部落における特徴的な婚姻習俗に、トックリコロガシ(トックリコカシ)という興味深い事例がある。婚礼前の、いわば婚約成立の儀礼で、これが済むと原則として破談にはできない状態になる。

娘の家に行き縁談を整えてきた仲人を迎え、男の仲間達が簡単な酒肴を携えて娘の家へ行き、娘の親や親戚、仲人らと盃を交わし、飲み終わると、トックリ、あるいは一升瓶を倒してころころと転がすわけである。

この時の酒肴はあくまでも儀礼的なもので、酒は一升、肴はスルメ、コンブ、野崎ではこいも、こんにゃく、大根の煮付け、メエ(アラメのこと)、大豆、じゃがいもなど、いずれもナマガサを避けた精進物を食べるのが決まりであった。

トックリコロガシが済むと、娘と男との性的な解放が家やムラから許され、結婚式までの数か月、あるいは一年を越えることもあるが、男は公然と娘の家へ通えるようになるわ

けである。トックリコロガシだけで、ほとんど式らしい式を行わないで結婚する例もあることから、これは単なる婚姻の予約というべきではなく、もとはここから婚姻生活が開始される重要な儀礼であったと思われる。古風な村内婚では、婚姻は一回のトックリコロガシによって成立したのであろう。

そしてこの場合、婚姻はまず娘の家の同意を得ることが条件であり、娘の側に重点を置く儀礼であったことが分かる。ここには前代の婿入り婚方式の遺風がほの見えるわけである。婿入り婚という「夜這い」や「妻問い」に始まる婚姻形態であったといわれるが、不思議なことに「夜這い」の民俗事例は府下の被差別部落では一例も報告されていない。他

の地域と明らかに違っている点である。手狭な住居、路地を隔てて向かいあった窓……など、際立った住環境にその理由があると思われる。

トックリコロガシと共通する民俗事例として、長崎県五島のモノガタ

メ、長野県北部のフクベザケ(瓢酒)、岩手県のナイシヨザケ(内緒酒)、北九州地方のスミザケ(済み酒)、福島県のサダメザケ(定め酒)、そのほか各地で見られるキメザケ(決め酒)、テウチザケ(手打酒)、それに『武蔵保谷村郷土資料』で報告されたギジヨウ(起請)などがある。いずれも、婿もしくは婿方の代表者らが嫁の家で行う盃事さかずきごとである。「起請」や「手打」の語には、神を招き神前で誓約する意味があらわれていることに注目すべきであらう。

ところで、婚礼と葬礼とは様々な類似点が指摘できる。嫁の出立でだちや出棺に際して茶碗を割ることなどがそれである。武田明の『日本人の死霊観』(三一書房刊)によると、香川県三豊郡では出棺の折に一升瓶をころころと転がすが、それは「死者の目をまどわすと言ったり、あとに残る者がさびしくないからだ」と伝えていいる。死者の部屋でトックリをまわしたり、ザルを転がすザルコロガシの習俗も各地にあり、「訣別」の儀礼として用いられているのは興味深いことである。

大阪の部落史に関する近年の著書・論文(抄)

大阪の部落史に関する近年の著書・論文(抄)

- ・秋定嘉和「記録された『被差別』の姿を読む―大阪市社会部調査から」(復刻『大阪市社会部調査報告書』別冊、近現代資料刊行会、96年10月)
- ・泉佐野市教育委員会編『夜明けをめざして―鶴原東・下瓦屋の歴史』(97年3月)
- ・岡本嗣郎『9四歩の謎―孤高の棋士・坂田三吉伝』(集英社、97年3月)
- ・小田康徳「大阪編年史編集だより(11) 明治10年代職業貴賤意識に関する二つの史料」(『大阪の歴史』48号、96年11月)
- ・北崎豊二「近代大阪と部落問題」(解放出版社、97年4月)
- ・門真市同和对策室編『石はかたる』(96年)
- ・「戦後の部落解放運動・同和行政30周年」記念事業推進委員会編『私達のねがいを聞いて下さい―戦後和泉の部落解放運動の歩み』(96年)
- ・第六回全国小栗サミット大阪大会実行委員会編『まぼろしのをぐり街道』(96年9月)
- ・寺本知「魂の糧―にんげんを求めて」(解放出版社、97年2月)
- ・「浪速地区の歴史」編纂委員会編『浪速のあゆみ』(97年5月)